

**PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)に掲げる  
具体的取組の進捗状況  
(令和元年度末時点)**

# PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況

※赤太字は令和元年度からの新規施策など

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度末までの取組
<p><b>（１）実効性のある優先的検討の推進／アウトカムに関するデータ等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年12月以降、地方公共団体等に優先的検討規程の策定を要請してきたところであり、人口20万人以上の地方公共団体の約8割（平成30年度末）で優先的検討規程が策定された。</li> <li>一方で優先的検討規程が各地方公共団体において本格的に運用開始されたのは概ね平成29年度からであり、人口20万人以上の地方公共団体において、規程に基づく検討実績のある地方公共団体は全体の半分程度（平成30年度末）であった。</li> <li>人口20万人未満の地方公共団体においては、規程の策定率は2%、規程に基づく検討実績のある団体は全体の1%程度であった（平成30年度末）。</li> </ul>							
1	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	① 国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施するとともに、毎年度策定状況を公表する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業・プラットフォーム等を通じて未策定団体に対して策定の働きかけ・助言支援等を実施した。平成30年度末の策定状況を公表済。
2	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	② 地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業・プラットフォーム等を通じて未策定団体に対して策定の働きかけ・助言支援等を実施した。経験の少ない地方公共団体にも分かりやすいようなパンフレット「PPP/PFIの概要」の周知に取り組んだ。
3	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	③ 分野横断や広域連携による官民連携事業や公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。	(平成30年度から)	<国土交通省>	国土交通省	平成30年度より、分野横断的な包括的民間委託等の導入検討を行う人口20万人未満の地方公共団体2団体(河内長野市、高砂市)について、案件形成に向けた取組を支援している。また、令和元年度からは、公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業等を検討する2団体(柏崎市、周南市)に対する支援を新たに開始したところ。
4	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	④ 優先的検討規程の運用状況をフォローアップし、既に策定した運用の手引を踏まえ、運用上の課題の抽出と対応策の検討を行うことにより、運用状況の適正化を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	優先的検討規程の運用状況等を把握するべく、国・地方公共団体に対してアンケート調査によるフォローアップを実施した。地方公共団体へのヒアリングで抽出された課題（導入可能性調査費の捻出）に対する対応策として、導入可能性調査を地方公共団体職員自らが簡易的に行うことが可能なマニュアルを公共施設の空調整備事業等を例に作成し、地方公共団体に対して周知を行った。
5	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑤ 優先的検討規程の策定及び運用を行い、具体的な案件形成に取り組む地方公共団体に対する支援事業を実施する。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>令和元年度内閣府支援事業では、地方公共団体における優先的検討規程の策定・運用（具体的な案件の検討）を支援した。また、令和2年度内閣府支援事業として、新たに4団体（登米市、京田辺市、山陽小野田市、読谷村）に対する支援を決定した。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
6	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑥ PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽）について、着実に運用を実施する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	<p>【公営住宅】</p> <p>地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化</li> <li>・平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化</li> <li>・平成31年度より、政令指定都市で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化を行い、事業を実施。</li> </ul> <p>【下水道】</p> <p>平成29年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化（平成30年4月に一部内容改善）や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を着実に運用している。</p> <p>【都市公園】</p> <p>社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に下記の規程を追加し、着実に運用している。</p> <p>「なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、（中略）平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。（後略）」</p>
				（令和元年度から）	<環境省>	環境省	<p>【廃棄物処理施設】</p> <p>一般廃棄物処理施設整備事業について、令和元年度より、PPP/PFI導入の検討を要件化しており、着実に運用している。</p> <p>【浄化槽】</p> <p>市町村が循環型社会形成推進交付金を活用し、浄化槽（浄化槽市町村整備推進）事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用を実施している。</p>
7	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑦ 集落排水事業について、PPP/PFIの導入検討の要件化に向けた検討を行う。	（令和元年度から）	<農林水産省>	農林水産省	<b>令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化した。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度末までの取組
8	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑧ 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。	(平成30年度から)	<国土交通省、総務省>	国土交通省	広域化・共同化計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手に関する社会資本整備総合交付金等の交付要件を着実に運用している。
			公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。	(令和元年度から)			総務省
9	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑨ 一般廃棄物処理施設整備事業について、①施設の広域化・集約化、②一般廃棄物会計基準の導入、③廃棄物処理の有料化について検討することを要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。	(令和元年度から)	<環境省>	環境省	一般廃棄物処理施設整備事業について、令和元年度より、①施設の広域化・集約化、②一般廃棄物会計基準の導入、③廃棄物処理の有料化について検討することを要件化しており、PPP/PFI活用の促進している。
10	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑩ 浄化槽市町村整備推進事業について、①大型浄化槽による共同化、②公営企業会計の適用について検討することを要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。	(令和元年度から)	<環境省>	環境省	浄化槽市町村整備推進事業について、①大型浄化槽による共同化、②公営企業会計の適用について検討することを要件化しており、PPP/PFI活用の促進している。
11	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑪ 具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報（優良事例等）の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	優良事例や「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手順簡易化マニュアル」等について、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演、内閣府ホームページ等を活用して周知を図っている。
12	3. 推進のための施策	(1) 実効性のある優先的検討の推進	⑫ PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも裾野拡大を図るためには、導入可能性調査等の初期段階からの支援や実施主体の負担を軽減する導入検討手法の普及が有効である。そのため、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援するとともに、公共施設の空調整備・更新事業を例としたPPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアルの周知等により、地方公共団体の負担軽減を図る。	(令和元年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>地方創生推進交付金については、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演、内閣府ホームページ等を活用して積極的に周知を図っている。同様に、公共施設の空調整備・更新事業を例としたPPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアルについてもPPP/PFIの実施状況等に関するアンケート調査等を通じて周知を行っている。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
<b>（２）地域プラットフォームを通じた案件形成の推進／アウトカムに関するデータ等</b> ・平成30年度に地域プラットフォームを活用してPPP／PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数は、153団体【KPIは平成30年度～令和2年度で200団体】 ・平成30年度に地域プラットフォームに参画する地方公共団体数は、385団体【KPIは平成30年度～令和2年度で600団体】							
13	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	① 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び令和元年に創設したPPP／PFI地域プラットフォームの協定制度を含む）を活用してPPP／PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度～令和2年度の目標を200団体とするともに、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び令和元年に創設したPPP／PFI地域プラットフォームの協定制度を含む）に参画する地方公共団体数について、平成30年度～令和2年度の目標を600団体とする。	（令和2年度末まで）	<内閣府、国土交通省>	内閣府	<b>平成30年度に、地域プラットフォームを活用してPPP／PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数は153団体、地域プラットフォームに参画する地方公共団体数は385団体であった。 令和元年度に創設した地域プラットフォーム協定制度により、令和元年5月に21地域プラットフォームと令和元年5月に協定を締結し、地域プラットフォームに参画する団体数拡大と、PPP／PFIの具体的案件形成を促進。令和2年4月には新たに4地域プラットフォームを協定先として選定した。</b>
14	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	② 運用マニュアルの周知を図り、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。	（平成29年度から）	<内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	地方ブロックプラットフォームや各種講演の機会等を活用してマニュアルの周知を図り、地域プラットフォームの形成や運営の参考にしてもらうよう働きかけを実施。また、既存プラットフォームに対しても周知し、今後の運営においてマニュアルを参考にしてもらうよう働きかけを実施した。 ブロックプラットフォームにおいて周知している。
15	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	③ 地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	（平成28年度から）	<内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	既存プラットフォームの活動状況を確認する際に、併せて専門家派遣の活用を紹介。要望に応じて専門家の派遣や内閣府職員による対応を実施した。 PPP/PFIの実務経験や知見を有する地方公共団体職員等を「国土交通省PPPサポーター」として任命し、地域プラットフォームが開催する研修等に対して、講師として派遣した。
16	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	④ 複数の地方公共団体・民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。	（平成29年度から）	<内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	<b>令和元年度において複数の地方公共団体・民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援した（山梨県域、大分県域、愛知県域、静岡県域、川崎市域）。</b> <b>令和元年度までに、計9地域（宮城県、志太3市（島田市・藤枝市・焼津市）、網走市・大空町・北見市、和歌山県、長崎県、熊本地域（熊本市・八代市・人吉市・水俣市・宇土市）、山形県、高知市・高知県、島根県）を支援している。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
17	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑤ 地方公共団体等に対して、地域プラットフォームの形成数や具体的な案件形成数等の実施状況のフォローアップを実施し、結果を公表する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	地方公共団体等にアンケートを実施し、地域プラットフォームの形成数、具体的な案件形成の状況をフォローアップし、ホームページで結果を公表。
						国土交通省	令和元年度までの地域プラットフォーム形成支援について対象自治体及び支援成果を公表している。
18	3. 推進のための施策	(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進	⑥ ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	国土交通省と連携し、平成28年度より全国9ブロックにおいて継続的に開催されている会議の中で国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や地方公共団体等との意見交換を実施。また、地域プラットフォーム協定制度を活用し、地方公共団体の事業化検討の支援を実施。
						国土交通省	<b>全国9ブロックで継続的な取組を実施している。令和元年度は都道府県との意見交換等を通じて施策ニーズを把握した上で以下の取組を実施した。</b> <b>・サウンディング（6ブロック）</b> <b>・PPP/PFI推進首長会議（7ブロック）</b> <b>・研修（4ブロック）</b> <b>なお、サウンディングを行うにあたって、官民対話促進会議等により円滑な官民対話のポイントを周知するとともに、民間事業者の取組を説明する時間を設けることにより双方向の官民対話を促進した。</b> <b>加えて、コンセッションの先事例を広く周知するため、コンセッション事業推進セミナーを熊本市にて開催した。</b>
<b>(3) 公的不動産における官民連携の推進/アウトカムに関するデータ等</b> ・公的不動産利活用事業のアクションプランにおける事業規模目標は10年間で4兆円である。一方、実績は当初3年間（平成25～27年度）は0.3兆円/年レベルで推移し、目標0.4兆円/年ペースを下回っていたが、平成28年度以降は漸増傾向にあり、平成30年度末時点では6年間で計2.4兆円と、目標ペースでの事業化が図られている。							
19	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	① 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。	—	<国土交通省>	国土交通省	地元のまちづくりの動向も踏まえつつ、関係機関と連携し、首都高速道路の大規模更新事業と都市再生との連携の具体化に向けた検討を実施。
20	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	② 都市公園法に基づく公募設置管理制度の着実な導入促進を図る。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	第193回通常国会において都市緑地法等の一部を改正する法律が成立、平成29年6月施行され、公募設置管理制度を創設。同年8月に制度の具体的な活用方法、手続きの流れ等をまとめた「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」を国土交通省HPにおいて公表し、導入促進を図っている。
21	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	③ 若年人口の減少に伴い、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地元企業参画スキームの優良事例の横展開等を行う。	(平成29年度から)	<文部科学省、厚生労働省、内閣府>	文部科学省	・廃校活用事例集を活用し、各種説明会等において普及啓発を実施。 ・文科省・厚生省の連名によって作成した、文教施設と福祉施設等を複合化した事例を盛り込んだ資料を活用し、各種セミナー等で情報提供を実施。 <b>・文教施設分野におけるPPP/PFI事業の好事例の横展開を図るため、文教施設分野における多様なPPP/PFI事業等の事例集を令和2年3月に作成。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
22	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	④ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。	—	<総務省>	総務省	公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳については、各地方公共団体において整備・公表を進めるとともに、総務省においても各団体において整備・公表したものを取りまとめ、リンク集として公表している。 併せて、公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表を総務省ホームページに公表している。 <b>加えて、公的不動産の活用への民間事業者の参画に資する取組を促進するため、固定資産台帳データを活用して売却可能資産等を取りまとめ公表することにより民間への売却につながった事例を総務省ホームページに公表している。</b> また、総合管理計画の不断の見直しについては、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について」（平成30年2月27日付け総財務第28号通知）により、各地方公共団体に要請している。
23	3. 推進のための施策	(3) 公的不動産における官民連携の推進	⑤ 低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験値の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改訂した「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き」の周知等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るような環境の整備を進める。	（平成30年度から）	<内閣府、国土交通省、関係省庁>	国土交通省	<b>地方自治体におけるPRE戦略の普及のため、国・地方自治体の職員等を対象とした研修を令和元年7月に実施するとともに、地方自治体や民間事業者等を対象として、地方における不動産特定共同事業などの不動産証券化手法を用いた公的不動産（PRE）等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを令和元年度中に10件開催。</b>
<b>（4）民間提案の積極的活用／アウトカムに関するデータ等</b> ・ガイドライン発出等の積極的な推進に努めた結果、制度の整備率は向上している（全体：5%（平成28年9月）→13%（令和元年9月））。 ・民間提案が採択された実績団体数はPFI法に基づくもの6団体（平成30年度末）、PFI法に基づかないもの123団体である。（平成30年度末）							
24	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	① 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。	（平成29年度から）	<国土交通省、内閣府、総務省>	国土交通省 内閣府 総務省	国土交通省のHPで公表しているほか、ブロックプラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。 国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォームを活用して周知を図っている。 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（平成31年4月25日）において、地方公共団体に対して周知を図った。
25	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	② 官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。	（平成30年度から）	<内閣府>	内閣府	支援事業を通じて民間提案を活用した案件形成の事例を創るとともに、民間提案の実施事例の情報を収集することで知見を集めているところ。既存の指針やガイドラインと併せて、国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォーム、地域プラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。
26	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	③ 民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。	（平成29年度から）	<内閣府>	内閣府	<b>令和元年度内閣府支援事業では、市有地活用事業（御所市）の民間提案に係る一連の公募手続きを支援した。また、令和2年度内閣府支援事業として、新たに3団体（甲府市、宇部市、石垣市）の民間提案に係る一連の手続きを支援することを決定。</b>



取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
<p><b>（５）情報提供等の地方公共団体に対する支援／アウトカムに関するデータ等</b></p> <p>・地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施意欲については着実に向上している。（PPP/PFIを「積極的に実施していきたい」もしくは「実施は検討したい」と回答した地方公共団体の率：45%（平成28年9月）→56%（令和元年9月））</p> <p>・ただし、人口20万人以上の地方公共団体では9割以上がPPP/PFI事業の実施意欲を有している一方で、人口10万人未満の地方公共団体では5割程度であり、地方公共団体毎に状況が異なる。</p> <p>・PPP/PFIを導入検討するにあたってノウハウ/人手が不足していると回答した地方公共団体は全体の約9割（令和元年9月）であり、情報提供等の地方公共団体に対する支援が一層期待されている。</p>							
27	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	① 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。	(平成28年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	令和元年度は、知識の修得のみならず新たな着想を生むための議論の場を提供することを重点事項とし、模擬サウンディングで公募資料の作成について課題研究を行った。講師として第一線で活躍している民間事業者や先進自治体の担当者を招へし、PPP/PFI事業に取り組みられた際の実体験を詳細に紹介いただいた。
28	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	② ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効果的な助言等を実施する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等からの問合せに対し、適宜助言等を実施。また、ワンストップ窓口制度について、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演、内閣府ホームページ等を活用して周知を図っている。
29	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	③ PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセッション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>地方公共団体等の求めに応じ、専門家を派遣し、情報提供、助言等を行っている他、令和元年度は、北九州市が検討している九州鉄道記念館改修運営へのコンセッション手法の導入について、高度専門家による課題検討支援事業を実施した。また、令和2年度内閣府支援事業として、新たに奈良県が検討している中央卸売市場再整備推進事業に関する支援を決定。</b>
30	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	④ 地方公共団体における自立的なPPP/PFI事業の形成を推進するため、PPP/PFI事業を継続して実施する意向のある人口20万人未満の地方公共団体に対し専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行う。	(令和元年度から)	<国土交通省>	国土交通省	<b>令和元年度は4自治体（芽室町、下妻市、毛呂山町、豊明市）に対して、専門家を派遣し、公募に向けた民間事業者との対話や公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるよう支援を行った。</b>
31	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑤ バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について先導性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析も行い、これを同種・類似のPPP/PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるPPP/PFI事業の事例集を公表。</b>
32	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	⑥ 首長、地方議会等のPPP/PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。	(平成29年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	<b>令和元年度は7ブロック（北海道、関東、北陸、中部、近畿、中国、九州・沖縄）において「PPP/PFI推進首長会議」を開催した。会議開催前にPPP/PFIで整備・運営されている施設の現場視察を行うなど、首長の推進意識の醸成に努めた。</b>
						内閣府	<b>国土交通省と連携し、全国のブロックプラットフォームにおいて「PPP/PFI推進首長会議」を開催した。また、首長や地方議員が参加する講演会に、内閣府職員やPPP/PFI専門家を派遣し、PFIに対する意識醸成や理解促進を図っている。</b>



取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
33	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	㉗ PPP/PFI事業に関する提案受付・相談窓口を設置し、自治体の案件形成の検討に対して助言等を行う。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	「PFI相談窓口」を改良し、「国土交通省PPP/PFI相談・提案受付窓口」を設置し、国土交通省所管の社会資本等に係るPPP/PFI事業についての相談及び国土交通省社会資本整備政策課が実施しているPPP/PFIに係る施策に対する提案を受け付ける体制を整えている。
34	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	㉘ 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告書に示された留意点等について、地方公共団体への周知を図る。	(平成29年度から)	<総務省>	総務省	「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」（平成31年4月25日）をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図った。
35	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	㉙ 高度専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、事例を創っている。また、過去の支援事業の調査結果をホームページで公表している。
36	3. 推進のための施策	(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援	㉚ 事業期間が満了したPPP/PFI事業や、先進的な地方公共団体のPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証し、有効な情報を地方公共団体に横展開する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>事業期間が満了したPPP/PFI事業等について、比較的事例数の多い事業分野から1、2事例を抽出し、計11事業に対してヒアリング調査を実施。ヒアリング結果を踏まえ、「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」を令和2年2月に公表済。</b>
<b>(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用／アウトカムに関するデータ等</b> ・平成30年度末において民間資金等活用事業推進機構は事業規模7.2兆円の事業に対する支援を行い、19.4倍の呼び水効果を得るなど、着実に出融資実績を積み重ねている。 ・また、同機構による地域人材の育成・ノウハウ提供や市場関係者へのアドバイスなども着実に実施されており（両者併せて6年間で約1,300件）、同機構による案件形成支援が一層期待されている。							
37	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	① リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・令和元年度において、2月末時点までに3案件（横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業、熊本空港特定運営事業等、北海道7空港特定運営事業等）について支援決定しており、令和元年度中に更に数件の支援決定を目指している。</b>
38	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	② 上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・宮城県と上下水一体官民連携運営事業について意見を交換。 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・熊本県と工業用水コンセッション事業について意見を交換。 ・神奈川県広域水道企業団とPFI事業について意見交換。
39	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	③ 地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・令和元年度においては、現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、国土交通大学校で実施された主に自治体職員を対象とした研修の講師、地域プラットフォーム（下関市、焼津市、高知市、岐阜市、藤沢市、金沢市、福井市）等で、PFIのファイナンス、案件形成について講演を実施した。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
40	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	④ コンセッション事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	・株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社と組んで丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(平成29年10月)。
41	3. 推進のための施策	(7) その他	① 国・地方公共団体等が自ら資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法の有効性・必要性について検討するため、公共施設等を保有しないケースの事例を収集し、公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討を行う。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>公共施設等を保有しない手法の適用性・有効性等を把握するため、地方公共団体へのアンケート調査を実施し、令和2年1月の事業推進部会に結果を報告し、公表済。</b>
42	3. 推進のための施策	(7) その他	② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等（広域化）の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。	(令和元年度から)	<厚生労働省・総務省>	厚生労働省 総務省	総務省及び厚生労働省で連携し、「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、マニュアルを策定し、周知した。また、改正水道法の説明会や公営企業担当者向けの説明会を実施し、広域化の推進のため、先進事例を紹介するなど、地方公共団体の取組への支援を行った。
43	3. 推進のための施策	(7) その他	③ 地方公共団体の負担軽減のため、事業ごとに官民のリスク分担が異なることや官民の創意工夫を阻害しないことに留意しつつ、標準契約書のニーズ等の実態把握調査や事業契約書を分野別に収集・整理・分析するなど、事業契約書作成に係る支援環境整備を検討する。	(令和元年度から)	<内閣府、関係省庁>	内閣府	<b>これまで締結された事業契約書を整理・分析し、地方公共団体等がより適切な内容の事業契約書を作成できるよう、事業契約書作成に係る支援環境を整備。</b>
44	3. 推進のための施策	(7) その他	④ インフラの老朽化に加え地方公共団体職員が不足する中、必要な人材を確保し、効率的かつ良好な公共サービスを実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラについても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援する。また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討を行う。	(令和元年度から)	<内閣府、関係省庁>	内閣府	<b>キャッシュフローを生み出しにくいインフラ等に対するPPP/PFIについて、フランス・イギリス・アメリカにおける制度や事業実施状況の調査を行い、当該調査結果をまとめた報告書を作成・公表。当該調査結果等を踏まえ、アベイラビリティ・ペイメントなど成果に応じて委託費を変動させる仕組みの導入を含め、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFI導入について、制度的対応の要否も含めて検討。</b>
						国土交通省	<b>中小規模団体のモデル形成を目的とした「官民連携モデル形成支援」により、道路、河川等の分野横断的な包括的民間委託の導入検討を行う河内長野市を支援している。また、「先導的官民連携支援事業」において道路の包括的民間委託の導入検討を行う調布市を、令和元年度に支援した。 これに加え、先行事例を基に、包括的民間委託の導入プロセスや検討内容をとりまとめ、事例集として導入意欲のある自治体に令和2年度より周知予定。</b>
						文部科学省	<b>・文教施設分野における具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施した。  ・文教施設分野におけるPPP/PFI事業の好事例の横展開を図るため、文教施設分野における多様なPPP/PFI事業等の事例集を令和2年3月に作成。</b>
45	3. 推進のための施策	(7) その他	⑤ コンセッション事業を含むPFI事業を採用した事例が積み重なる中で顕在化してきた課題（運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題、SPCの株式の流動化に向けた課題等）を整理し、制度的対応の必要性を検討したうえで、必要な措置を講ずる。	(令和元年度から)	<内閣府>	内閣府	<b>運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題、SPCの株式の流動化に向けた課題を含む8つの論点について、PFI推進委員会にて議論を行い、「PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について」を令和2年2月に公表済。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
46	4. 集中取組方針	①空港	空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおける外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。	—	<国土交通省>	国土交通省	・国管理空港について、仙台空港（平成28年7月～）・高松空港（平成30年4月～）・福岡空港（平成31年4月～）において、それぞれ民間事業者による空港運営事業を開始した。 その他の国管理空港についても、熊本空港および北海道内7空港（うち3空港は地方管理空港）において、令和2年度からの運営開始に向けて実施契約を締結するとともに、広島空港においても運営委託に向けた手続きを進めている。 地方管理空港については、神戸空港（平成30年4月～）・静岡空港（平成31年4月～）等において、それぞれ運営を開始した。 今後も、アクションプランに掲げられた措置等により空港コンセッションの導入を促進していく予定。
47	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッションを推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	コンセッション関連のセミナー、シンポジウム等に職員を派遣するなどの取組を実施するとともに、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況、先事例の公募書類等や提案概要、成果等を公表している。
48	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション実施による地域活性化等の効果を把握・公表し、コンセッションに対する地域の理解・機運を高める。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	
49	4. 集中取組方針	①空港	・静岡空港や、北海道の小規模空港の事例を踏まえた事業モデルを構築し、横展開を図ることで、コンセッションの導入を抜本的に加速する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	空港管理者に対して静岡空港の事例やコンセッションの考え方を示すとともに、空港管理者からの個別の相談に対して積極的な助言等を行っている。 また、イコールフットingの確保については、北海道内7空港特定運営事業等における整理等を踏まえ、あらかじめ空港管理者である自治体への周知を行った。
50	4. 集中取組方針	①空港	・北海道における7空港でのコンセッションの導入については、以下の5原則に基づいて具体化・推進し、イコールフットingの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。 Ⅰ. 4管理者が、7空港一体という枠組みに変更がないということを共有する。そして成功に向けて一致団結して責任を共有する。 Ⅱ. 4管理者は、一心同体のプロジェクトチームとして共同で公平な入札を行い、競争の中で成長力も含めた7空港全体の能力強化に貢献する運営権者を選定する。 Ⅲ. 運営権者の提案や要求水準を遵守しない事態が続いた場合には、4管理者全ての契約解除を念頭に対処できる包括的な仕組みをつくる。 Ⅳ. 黒字の空港による赤字補てんという形ではなく、民間の経営力と統合効果による自治体管理空港の成長を目指す。 Ⅴ. 原則としては、選ぶ側と選ばれる側の立場の混同につながる管理者による出資は行わない。	（平成31年度未まで）	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	<b>北海道における7空港については、5原則に基づきイコールフットingの確保や特定地方管理運営者制度も踏まえ、令和元年10月に優先交渉権者が設立したSPCとの間で実施契約を締結し、令和2年1月から7空港一体のビル運営を開始した。</b>
51	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	・国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成30年5月30日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者（仙台空港）による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。 このほか保安区域への厨房機器等の持込み等については、現行制度で対応可能である旨、運営権者（仙台空港）に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めている。 ・国と運営権者間で区分所有されているCIQ施設については、運営権者（仙台空港）の要望を踏まえ、関係省庁と検討を実施した。現在は、運営権者において計画内容の具体化を進めており、今後関係省庁に提示予定。 ・また運営権者の創意工夫の取組を必要に応じて取り込むため、空港整備に係る仕様書等の改定について、管理者に対し、具体的なニーズや事例を把握した場合には、国土交通省に相談するよう周知文書を出した。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
52	4. 集中取組方針	②水道	平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定まで到達している案件はなく、また、平成30年12月に水道法の一部を改正する法律が成立したところであるため、引き続き重点分野とし、確実かつ合理的なコンセッション事業とするための留意事項をガイドラインとして取りまとめる等の支援を行うことにより、実施方針の策定に向けてコンセッション事業の着実な導入促進を図る。	—	<厚生労働省>	厚生労働省	<b>令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出するとともに、コンセッション方式を導入するにあたり、地方公共団体が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した。</b> <b>また、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行っており、宮城県において令和元年12月に実施方針を策定済み、令和2年3月に募集要項等を公表。大阪市において実施方針に関する条例案が市議会で可決されたところ。</b>
53	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。また、改正水道法において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならぬこととされていることから、同法の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	料金制度について、中長期的な見通しに立った分析、検討を行うことを含む水道事業計画の策定を、厚生労働省から水道事業者等に求めており、定期的にその策定・公表の状況を調査している。 また、改正水道法の趣旨を踏まえた水道料金の設定状況について、定期的に厚生労働省がフォローアップを行っている。
54	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活用を強力に後押しする。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進した（ <b>官民連携推進協議会は、令和元年度は計4回実施済、地域懇談会は、令和元年度は計5回実施済</b> ）。
55	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野におけるコンセッション事業等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用した啓発活動を実施する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、民間資金等活用事業推進機構など専門家を交えた意見交換を行い、ノウハウの共有を図った（ <b>官民連携推進協議会は、令和元年度は計4回実施済、地域懇談会は、令和元年度は計5回実施済</b> ）。
56	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業においてコンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形の作成及び周知を実施する。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	<b>コンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形を作成中（令和2年5月目途で公表予定）。</b>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
57	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の具体的案件形成を行うため、既に第三者委託等のPFI事業に取り組んでいる地方公共団体等を対象に更なる首長等へのトップセールスを実施する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	<b>令和元年度は、現時点で19水道事業者に対してトップセールスを実施した。</b>
58	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意する観点から、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	<b>令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を令和元年9月に発出した。</b>
59	4. 集中取組方針	②水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成28年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	これらの取組の実施状況について、四半期ごとのフォローアップを行った。
60	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	水道分野における官民連携推進協議会において、他分野である工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行った。
61	4. 集中取組方針	③下水道	平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施方針策定1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の4件を合わせて6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和元年度未までとする。	（令和元年度未まで）	<国土交通省>	国土交通省	事業実施に向けた具体的な取組が進捗している都市等に対し、案件スキームの検討や課題の抽出等に関する支援や定期的な意見交換・助言等を実施するなど、切れ目ない支援を行った。
62	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデル（「Model G」）の活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う。	（平成30年度から）	<国土交通省>	国土交通省	・経営の「見える化」について、各地方公共団体における代表的な経営指標について、事業規模等の類似する団体区分毎に一覧にし、国土交通省HPで公表した。 ・中長期収支見直し推計モデル（Model G）については、平成30年度に実施したモデル都市（館林市、十日町市、加賀市）での活用事例を国土交通省HPに公表したほか、各地方公共団体がModel Gにより作成した中長期収支見直しを取りまとめて国土交通省HPで公表した。 ・また、下水道使用料の見込みが記載された財政計画書を添付した事業計画について、平成30年12月未までに全事業主体で策定した。策定された事業計画については、国土交通省HPで公表しており、引き続き最新版の公表についてフォローアップを実施した。
63	4. 集中取組方針	③下水道	・先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市のコンセッション事業の着実な事業実施を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対して、技術的な助言等を実施し、案件形成を支援する。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	浜松市の事業が着実に進むよう支援を行うとともに、須崎市及び宮城県での着実な事業開始に向けて技術的助言等の支援を行い、宮城県において令和元年12月に実施方針を策定、令和2年3月から事業者公募が開始された。その他に検討を進めている地方公共団体に対しても、新規案件形成に向けた技術的支援等を実施した。これまでに得られた課題への対応策や知見等については、「 <b>下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会</b> 」を令和元年度に3回開催し、他の地方公共団体に共有した。



取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
64	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決方策について、検討を進めるとともに、コンセッション事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を計3回開催した。 ・各地方公共団体のコンセッション導入に向けた取組状況については、内閣府及び国土交通省HPに掲載している。
65	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に、ブロック単位等の地方において、意見交換会等を行い、国の職員等を派遣する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	令和元年9～11月に、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に地方整備局等（全国7箇所）において、地方公共団体向けに官民連携等についての説明会を実施し、国の職員と地方公共団体の職員の間で意見交換を実施した。当説明会は平成29年度からこれまで25箇所において開催し、延べ1086回、1874人の参加により、十分な意見交換を行った。
66	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道分野において、コンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。	（平成29年度から）	<国土交通省>	国土交通省	<b>引き続きコンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、地方公共団体の首長や事業管理者等に対するトップセールスを実施した。</b>
67	4. 集中取組方針	③下水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	アクションプラン記載の各種取組について、四半期毎にフォローアップを行った。
68	4. 集中取組方針	④道路	今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。	－	<国土交通省>	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例については、地方道路公社等の関係者が集まる会議等において、情報提供を実施している。
69	4. 集中取組方針	④道路	・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	
70	4. 集中取組方針	⑤文教施設	平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後も引き続き重点分野とし、文教施設の具体の案件形成が行われるよう、関係府省と連携しながら、地方公共団体等の取組を支援する。	－	<文部科学省>	文部科学省	・実務的な手引き「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」を用い、各種セミナー等を通じて、地方自治体等に普及啓発を行っている。  <b>・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度予算事業）。</b>  ・スポーツ施設のPPP/PFI推進等を目的として、地方自治体や民間事業者等を対象に、全国セミナーを実施している。
71	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、コンセッション事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支援する。	（平成28年度から）	<文部科学省>	文部科学省	<b>・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度予算事業）。</b>
72	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設の具体の案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、実務的な手引きの周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを実施する。	（平成28年度から）	<文部科学省>	文部科学省	・各種セミナー等を活用し、地方自治体等に対し、実務的な手引き、文科省の予算事業等について周知している。  ・スポーツ施設のPPP/PFI推進等を目的として、地方自治体や民間事業者等を対象に、全国セミナーを実施している。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
73	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体を支援する。	（平成28年度から）	<文部科学省、内閣府>	文部科学省	<p>・<b>具体的な案件において、複合的運営の検討が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している。（平成29年度、平成30年度、令和元年度予算事業）。</b></p> <p>・各種セミナー等を活用し、地方自治体等に対して、実務的な手引きや、学校施設や社会教育施設等を複合化した事例について周知。</p>
74	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後についても、コンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。	—	<国土交通省>	国土交通省	<p>○予算措置等の内容は下記のとおり。</p> <p>・地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業（基本構想検討に対する支援）を実施。</p> <p>・社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。</p> <p>・地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、平成28年度より、PPP/PFI手法の導入検討の要件化とともに、その検討費用について補助対象化。さらに、三大都市圏（平成29年度より）又は政令指定都市（平成31年度より）で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。</p>
75	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。	—	<国土交通省>	国土交通省	
76	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	
77	4. 集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	次に掲げる措置等により、平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（令和元年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	<p><b>重要港湾管理者等主幹課長等会議を活用して、福岡市ウォーターフロントの再開発のコンセッション案件について紹介し、同方式導入の働きかけを実施した。あわせて、各地方整備局等を通じてコンセッション事業の候補となる案件について、情報収集を行った。</b></p>
78	4. 集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	・福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。	（令和元年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	



取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
79	4. 集中取組方針	⑧MICE施設	次に掲げる措置等により、平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（令和元年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	<p>・地方公共団体等のMICE関係者が集まる会議である第4回及び第5回「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」等の場を活用して、MICE施設に係るコンセッション方式導入のメリットや先行事例等について説明し、同方式導入の働き掛けを実施した。（第4回：令和元年5月、第5回：令和元年11月）</p> <p>・地方ブロックプラットフォームの場、具体的には国土交通省主催「コンセッション事業推進セミナー」において、コンセッション方式導入の先行事例（愛知県国際展示場等）について周知活動を実施した。（令和2年1月）</p> <p>・地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式導入に向けた課題の調査を実施する等、導入促進に向けた支援を実施した。</p>
80	4. 集中取組方針	⑧MICE施設	・地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式導入に向けた課題の調査を実施する等、導入促進に向けた支援を行う。	（令和元年度まで）	<国土交通省>	国土交通省	<p>・地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式導入に向けた課題の調査を実施する等、導入促進に向けた支援を実施した。</p>
81	4. 集中取組方針	⑨公営水力発電	次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（令和2年度未まで）	<経済産業省>	経済産業省	<p>鳥取県が令和2年3月に優先交渉権者を選定し、7月の契約締結に向けて手続きを進めているところ。さらなる案件の形成に向け水力発電所を有する地方公共団体の講習会等で、コンセッション方式によるPFI事業について説明を行うとともにコンセッション事業を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業について周知。コンセッション事業導入時のメリットなどを紹介することで、地方公共団体のコンセッション事業への移行、検討の促進に取り組んでいる。</p>
82	4. 集中取組方針	⑨公営水力発電	・コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。	－	<経済産業省>	経済産業省	
83	4. 集中取組方針	⑩工業用水道	次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（令和2年度未まで）	<経済産業省>	経済産業省	<p>・令和元年度について、コンセッション方式に関心を有する工業用水道事業者（地方公共団体）と連携し、資産評価、収支シミュレーションの方法など、事業者の実施方針策定時に必要となる手続きに関し、調査事業を実施した。</p> <p>・熊本県において運営権者（候補）を選定中、宮城県において運営権者（候補）を公募中、大阪市において条例制定。</p>
84	4. 集中取組方針	⑩工業用水道	・コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性調査やデューデリジェンス等を実施する。	－	<経済産業省>	経済産業省	<p>・「水道分野における官民連携推進協議会」等の場を活用し、他分野のコンセッション導入の事例等を通じてコンセッション方式に関する知見やノウハウを地方公共団体に共有することでコンセッション方式導入の検討を支援している。</p>

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和元年度未までの取組
85	4. 集中取組方針	㊦その他分野横断的事項	・ 地方公共団体等が行うデューデリジェンス等のコンセッション事業の準備事業に要する負担に対する支援を実施する。	（平成28年度から）	<厚生労働省、国土交通省>	厚生労働省	厚生労働省の予算事業において、コンセッション方式の活用を選択肢の1つとして考える自治体における官民連携に係る検討を支援している（平成28年度：近江八幡市及び竜王町、平成29年度：小諸市、平成30年度：胎内市、令和元年度：伊万里市）。また、コンセッション事業等の導入に向けた調査等に関する事業に要する負担の一部を支援している（平成28年度：橋本市、紀の川市及びニセコ町、平成29年度：京都府、村田町及びニセコ町、平成30年度：宮城県、草津市、京都府）。 <b>令和元年度においても引き続き支援を実施（宮城県）。</b>
						国土交通省	<b>令和元年度までに先導的官民連携支援事業で支援した20の調査により、コンセッション事業の検討が行われている。</b>